

第 4 回 出水市景観計画策定委員会 議事概要

1. 委員会の協議事項

- (1) 第 3 回出水市景観計画策定委員会での主な意見と対応
- (2) 景観計画策定の進め方について
- (3) 行為の制限（届出制度）について
- (4) 景観形成重点区域について
- (5) 景観計画・条例（草案）について

2. 議事概要

発言者	内 容
	<p>(1) 第 3 回出水市景観計画策定委員会での主な意見と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
	<p>(2) 景観計画策定の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
	<p>(3) 行為の制限（届出制度）について</p> <p>届出の対象となる「行為」の検討（選択可能な届出対象行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
	<p>届出対象となる行為の「規模」(建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
委員	<p>届出対象とする行為の「規模」(工作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2m を越える擁壁とは、建築物を建築する際につくられるものを指すのであれば、工作物の項目に記載するのではなく、建築物の項目に記載すべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は建築物の建築の際に建設されるものだけでなく、擁壁単体で作られるものも含めるので、工作物の項目に記載している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の中に書かれている「関連制度の運用状況」とは何か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物については、建築確認申請で届出された件数のことである。
	<p>届出対象となる行為の「規模」(開発行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
	<p>適合審査の基準となる「景観形成基準」</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩基準が示されているが、コーポレートカラー（企業・組織を象徴する色）がこの基準外の場合は、どのように対応するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階での考え方としては、協議を通じて、基本的には色彩基準の中に収まるように、企業側に配慮して頂くことを想定している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩基準に、アクセント色などの基準を設けてはどうか。

発言者	内 容
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセント色が使える壁面の面積や色彩の範囲など様々な状況が想定されるため、事前届出協議などの仕組みの中で対応することとしたい。
委員	<p>(4) 景観形成重点地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 の P16 に書かれている『出水市の「顔」としての役割を失いつつあり、』の表現の再考をお願いしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地としての機能を失いつつあり」ではどうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり講座は、どのような内容で、いつ頃開催予定か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり講座は、景観形成重点区域の住民の方々などとの意見交換を通じて、重点区域の範囲や、景観形成の目標・方向性などを検討していく場である。時期としては、パブリックコメント後の 8 月以降を想定しており、1 つの重点区域で 3 回（8 月、9 月、10 月）ほどの開催を予定している。具体的な内容に関しては、今後詰めていきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史まちづくり法に関して、どのような活用方法があるのか説明してほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法が主に届出などによって規制を行うものであるのに対し、歴史まちづくり法では、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、それに基づき、歴史的な風土を活かしながら、ハードやソフトの事業を実施していくものである。この計画において、重要伝統的建造物群保存地区や文化財などを含む一体的な区域を指定することなどにより、統一的な街並みや観光の拠点などを創っていくことができる。出水市の景観形成重点区域で、どのようにして景観づくりを進めるのかなどについては、景観まちづくり講座の中などで議論していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域と景観地区とはどのように違うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区は、都市計画法に位置づけられている地域地区の一種であるのに対して、景観形成重点地区は、景観法に指定の位置づけがなされているものではなく、あくまで出水市オリジナルの取組みである。景観地区では、都市計画法を担保として、建物の形態意匠に関する規制を加えることができる。出水市の景観形成重点区域は、規制を厳しくするための地区ではなく、景観まちづくりという視点から、特に景観づくりを重点的に推進していく区域として指定するものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば道路事業などをする際に、景観形成重点区域や景観重要公共施設に位置づけられていることが要因で事業ができないというようなことになったりはしないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域や景観重要公共施設に指定されたことで、事業に制限を加えるものではない。あくまで事業をする際に、周囲の景観と調和した事業となるよう、配慮を求めるものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定後に、景観形成重点区域を新たに追加する際には、どのようなプロセスを経るものなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなプロセスがふさわしいかは、今後議論していく必要がある。次回の委員会で、景観計画の見直しなどに関しても検討して頂くことを予定している。 ・社会経済情勢や地域の熟度に応じて、景観形成重点区域を追加していけるように、景観形成重点区域の候補に挙がっている区域に対しても、景観形成の目標や方針なども、景観計画の中に盛り込んでいきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域に、川端通りまでを範囲に含むことに疑問を感じる。

発言者	内 容
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域の範囲をどのように指定するかということについても、今後、パブリックコメントやまちづくり講座などを経て検討していくので、今回提示している範囲がそのまま景観形成重点区域になるわけではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域に指定されることで規制が強化されて、今ある繁華街に、商業機能が低下するような影響が及ぶのではないかと危惧している。例えば、繁華街のネオンなどの照明や、壁面の色彩などが規制の対象になることが想定されるが、それによって魅力のない繁華街になってしまうのではないかと感じる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域は規制を厳しくするために設けるものではなく、この区域でどのような景観形成や、景観を基点としたまちづくりが必要かを、まちづくり講座の場などで議論し、取り決めていくために設けるものである。そのため、まちづくり講座での議論や検討の結果によって、規制の有無や内容も変わってくる。 ・規制をかけるというと非常に不自由をきたすようなイメージを抱かれるかもしれないが、規制を加えることで、街並みを整え、魅力あるものにしていくことも可能である。これにより、地域の活性化の一助になると考えている。 ・川端通りを「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域に含むかどうかについては、まちづくり講座などでの意見を参考に検討することとする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域を「広瀬橋周辺を含めて指定」と提案がなされているが、「広瀬橋を含めて指定」にしてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広瀬橋からの眺望を意識して、区域に追加してはどうかと考えている。区域に関しては、今後検討する。 ・区域の検討同様、広瀬橋周辺という表現についても、検討してもらいたい。当面は、「出水麓・本町通り商店街周辺景観形成重点区域」とする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・野田地区の NPO で桜を植えるなどの活動をしている。野田地区も景観形成重点区域に加えられないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・野田地区の熊陣馬場の彼岸桜の景観は素晴らしい。これまでも NPO のまちづくり活動がなされているのであれば、景観形成重点区域としても取組みの効果も得易いのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員のご指摘を踏まえ、まちづくり講座をどこで開催するかなどの議論は別として、野田地区も景観形成重点区域としたい。 ・それでは、「出水麓・本町通り商店街周辺」と「野田地区」を景観形成重点区域とする。
委員	<p>(5) 景観計画・条例(草案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 7 条 景観計画の策定」が第 2 章で自主条例による位置づけになっているが、第 3 章の景観法委任条例に位置づけられるものではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえ、修正する。 ・条文化にあたっては、法制担当と協議する。 ・パブリックコメントにかける際に、景観計画(草案)や景観条例(案)を、本日の委員会での協議結果を踏まえ、表現などの文言や内容を修正する。それらの修正に関しては、事務局に一任してほしい。